

# **大学等発ベンチャー創出事業に 関する調査特別委員会報告書**

**平成21年9月29日**

**大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会**

平成21年9月29日

長崎県議会議長　末吉　光徳　様

大学等発ベンチャー創出事業に  
関する調査特別委員会

委員長 北浦 定昭

### 大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会報告書

本委員会は、平成20年11月定例会最終日（12月17日）に地方自治法第110条及び長崎県議会委員会条例第3条の規定に基づき設置されるとともに、同法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定に基づく権限を委任され、次の二つの事項について調査を進めてきた。

- (1) 大学等発ベンチャー創出事業における長崎県及び長崎県産業振興財団からのバイオラボ社への6,000万円の出資金及び4,000万円の補助金の交付に関する事業執行内容
- (2) その他バイオラボ社の経営破綻に陥るに至るまでの長崎県行政関係当局及び長崎県産業振興財団の関与について

本年1月17日に第1回目の委員会を開催し、9月19日までに25回の委員会を実施し、本問題について集中して審議を行い、①大学等発ベンチャー創出事業の内容及び採択決定手続等の検証、②バイオラボ株式会社（以下「バイオラボ社」という。）が経営破綻に陥った主要因の検証、③バイオラボ社の経営に対する本県行政当局及び財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という。）の役割と責任の検証等を中心に論議を重ねてきた。

調査の方法としては、バイオラボ社代表取締役久木野憲司氏など10人に対する証人尋問、財団の事業執行責任者など15人に対する参考人質疑及び県当局の関係幹部職員に対する質疑を行うとともに、必要な記録についての提出を求め、委任された権限を積極的に活用し、可能な限りの内容を実施した。

以下その調査結果について報告する。

## 2 ベンチャー企業等の支援の在り方及びバイオラボ社に係る問題についての法的な対応等に関する意見書の提出

この調査を通じ、大学等発ベンチャー創出事業の運用面、バイオラボ社の法令違反の疑い等に関する各種問題点が明らかになったものであるが、今後、このような問題を二度と起こすことなく、適正に事業を進めることができ肝要であるため、県当局及び財団に対し、下記の内容の意見書を提出することを決定した。

### ベンチャー企業等の支援の在り方及びバイオラボ社に 係る問題についての法的な対応等に関する意見書（案）

本県の産業構造の高度化・高付加価値化を図り、雇用の増加に資する産業を創出するためには、产学官が有する資源を思い切って集中して支援し、新しい産業に結びつけるシステムの構築が必要であるという考え方の下、当時、地域経済再生の鍵を握ると評価されていた大学等の研究成果を事業化に結びつけることを目的に、投資及び補助による大型の資金支援並びにIM（インキュベーションマネージャー）による経営支援を内容とする「大学等発ベンチャー創出事業」を平成15年度にスタートさせた。

しかし、バイオラボ株式会社（以下「バイオラボ社」という。）においては、平成15年度の審査会で不採択となったものの、財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という）のIMから支援を受けた後、平成16年度の審査会で採択され、公費1億円が投じられたが、同社の経営体質の問題、同社に対する県及び財団の指導が十分に機能しなかったこと等により、本格的な稼動に至ることなく、採択後わずか4年で経営破綻に陥るという非常に残念な結果を招いた。

この問題について、本県議会では、昨年9月定例会本会議及び経済労働委員会における審議及びその後の二度にわたる閉会中の経済労働委員会における関係者に対する参考人質疑並びに超党派の議員団によるバイオラボ社の中国における出資法人「浙江松尚巴依奥拉博生物科技有限公司（チャイナバイオラボ）」設立の研究所の視察を実施したものの、バイオラボ社が経営破綻に陥ったことについての真相究明までには至らなかった。

このような事態を受け、昨年11月定例会において、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の規定に基づく調査権限を委任した特別委員会を設置し、県民の疑問に応えるべく鋭意調査を進めてきたものである。

この調査を通じ、各種問題点が明らかになったものであるが、県におか

れては、ベンチャー企業等の支援の在り方の重要性を認識され、下記の事項について、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

### 1. ベンチャー企業等の支援について

関係証人の証言等からバイオラボ社の代表取締役である久木野氏の放漫経営・過剰投資が経営破綻の大きな要因であることが調査の過程において明らかとなったものであるが、企業支援に際し行政としてどこまで関与できるのかということが大きな課題ではあるものの、県及び財団の事業執行において改善の必要性が認められた。

県及び財団は、公金を扱うという立場から厳格な事業執行が求められており、それが引いては採択企業の健全な経営努力及び成功へつながるものであるといえる。

よって、以下の6項目について、十分な対応を行うこと。

#### ① 公金による投資について

本事業では、本県ではそれまで行われていなかった「投資」による資金支援を行ったものであるが、リスク対策として、投資契約に基づく取締役会への財団職員の参加、事業進捗に応じた段階的な投資等を実施してきたものの、それらが十分に機能したとはいがたい状況であった。

このような点を踏まえ、公金を「投資」するということが行政施策として適当であるかを十分検討すること。

#### ② 応募要件について

バイオラボ社は、海外における事業展開上の失敗が破綻の大きな要因を占めているが、応募要件では海外における事業展開をすることが許容されているか明確となっていない。

海外での事業展開を視野に入れているベンチャー企業等に対しては、対象国の慣習、法令等に精通した対応が求められるものであることから、支援のための応募要件を設定する際には、このような点を十分考慮したものとすること。

#### ③ 経営監視体制について

本事業の事業採択に当たっては、専門家を構成員とする審査会の審査結果を受け、財団が採択を決定する制度であった。その審査会

における指摘事項には破綻に至る大きな要因が示されたものもあったが、当該指摘事項を受けての対応が不十分であり、そのことが、久木野氏の放漫経営・過剰投資を許してしまったことから、今後は、それらに対応した経営監視体制を構築すること。

④ 事業の適正な執行について

バイオラボ社への補助金交付に当たって、県の補助金交付要綱及び財団の内部規定に違反する事務処理が見受けられたので、今後は、法令遵守の観点及び公金を扱うという立場から、適正かつ厳格に行うこと。

⑤ 事業執行体制の在り方について

本事業は、県が事業の制度設計を行い、財団がそれを実行するというものであったが、両者の責任の所在を明確にし、ガバナンス（統治）が保たれるよう、知事が財団の理事長を、企業振興・立地推進本部長が財団の専務理事を、それぞれ兼務しているが、兼務を廃止し、事業執行が的確に行えるような体制について十分検討すること。

⑥ 事業執行における責任について

公費1億円が投じられた今回のバイオラボ社の経営破綻に伴い、県民の行政に対する信頼を損ねた状況等に鑑み、知事をはじめ、県及び財団の関係者の具体的な責任を明確にすること。

また、久木野氏については、すでに長崎市から詐欺罪により告訴されていること及び「大学等発ベンチャー創出事業に関する調査特別委員会」においても偽証として告発することが決定されている。

その結果を踏まえ、公立大学法人に対し厳正な対応を行うよう強く求めること。

2. 刑法第246条の詐欺罪による告訴を含めた法的な対応の検討について

バイオラボ社は、投資申請第3回目（平成18年1月24日）に当たり、大村市において本社建設を検討しているとの方向で財団と協議を行ってきたにもかかわらず、実際は平成17年12月頃には長崎市における物件探索を依頼していた。また、本社購入のための借入金についても検討し、金融機関と接触していたことも窺えた。しかし、これらの内容を財団に対し投資実行に至る前に報告していなかったという事実が判明した。

財団の投資決定に当たっては、IM作成の大村本社研究所構想が記載された資料が判断材料とされていたが、これは久木野氏からの聴取内容

をまとめたものということであり、これを踏まえて財団は大村市における本社建設を前提とした投資を実行したものといえる。

さらに、借入金は投資とは異なり返済の必要があることから、売上が見込めないバイオラボ社の当時の状況において多額の借入を行うことはバイオラボ社の経営を圧迫することが懸念されていたものであり、財団としては、当時、借入金による本社建設を事前に把握していたとすれば、第3回目の投資に当たっては慎重な対応となっていたであろう旨の答弁も行われたところである。

以上のことから、バイオラボ社は投資契約上の重大な事項としての報告義務が課せられていたにもかかわらず、財団に対し自己の現況を正確に報告することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということについて、不作為により財団を錯誤に陥らせた疑いがあることから、刑法第246条の詐欺罪の適用について検討の余地がある。

よって、県及び財団は被害者という立場に立ち同罪で関係者を告訴することを含めた法的な対応について十分検討すること。

## VII 本委員会としての総括

バイオラボ社の経営破綻の原因について、代表取締役である久木野氏からは「破綻に至る理由については、直近の資金調達に失敗したこと、中国研究所の設立が予定どおりうまくいかなかったこと、それは人材的な面も含めて、そこにかなりの問題があったのではないかと総括している」旨の証言が行われた。一方、北島証人からは「資金もない中、平成18年3月に長崎市松山町の本社ビルの購入を決めたことなど久木野氏の会社責任者としての経営の進め方が間違っていた」との証言が行われるとともに、その他の証人等からも同趣旨の証言等が行われており、久木野氏の放漫経営・過剰投資がバイオラボ社の経営破綻の大きな要因であることが調査の過程において明らかとなった。

バイオラボ社の当初の事業計画では、総事業費は約3億円であり、そのうち、長崎研究所関係で約1億6千万円、中国研究所関係で約1億2千万円という内容であったが、最終的には、長崎研究所関係で約5億2千万円、中国研究所関係で約7億6千万円と、当初の計画と大きく乖離する事業展開を行っており、それに伴って、18億円を超える資金を集めはしたもの、9億円を超える負債を抱えて経営破綻に陥るに至った。しかも、平成16年度の事業採択からわずか4年、本格的に事業を稼働する前の破綻であった。

公金を投入された企業の代表者であって長崎県立大学の教授でもある久木野氏の経営者としての資質については、第三者委提言書でも指摘されているところではあるが、本委員会としても強い疑問を抱かざるを得ない。

本委員会としては、証人間の認識の相違、真実の隠蔽とも思われるかのような証言の仕方に苦慮させられた部分もあったが、可能な限りの調査権限を行使し、バイオラボ社が経営破綻に陥ったことについての真相究明に至る努力を行った。その結果、①取締役会において法定上の重要事項が決議されていないなど、取締役会の運営が適正に行われていなかつたこと、②取締役会議事録等の署名・押印が適正に行われていなかつたこと、③取締役会で実際には論議されていない事項が県議会に提出された資料には記載されていたこと、④財団からの許可を得ずに補助金で購入した物品の売却を行い運営資金に充てたことなど、種々の点において法令等に抵触する行為が行われた疑いが濃厚であることが明らかとなった。さらには、平成18年の第3回目の投資申請に当たり、投資契約上の重大な事項である本社建設の内容について、財団に正確に情報を提供することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということは、不作為による詐欺罪に該当する可能性があることも判明した。

これらのほか、県及び財団のバイオラボ社に対する経営監視体制が不十分であることも明らかとなった。

以上の調査結果を踏まえ、本委員会の審議の過程において、久木野氏の証言は偽証の疑いが極めて濃厚であるということから、地方自治法第100条第9項の規定による告発を行うことを決定した。

また、今回の問題で1億円という公金を毀損したことにより、今後のベンチャー企業の支援を廃止するということも考えられるが、本委員会としては、ベンチャーを始めとする企業支援の必要性についての認識は変わらず、今後、このような問題を二度と起こすことなく、適正に事業を進めることが肝要であるため、県当局に対し、「ベンチャー企業等の支援の在り方及びバイオラボ社に係る問題についての法的な対応等に関する意見書」を提出することを決定したものである。

県当局におかれでは、金額の多寡にかかわらず公金を扱っているという認識を新たにするとともに、県民の期待に応えられる制度設計及び運用（リスク対応等）を適正に行うことを求めるものである。

なお、本意見書では、県及び財団の事業執行に対する具体的な責任の明確化を求めていたが、県議会としてもベンチャー企業への支援を推進してきた経緯があることから、今回の問題に関する責任は重いものがあるが、バイオラボ社の状況については、県及び財団から議会に対し適正な情報提供がなされなかったことを踏まえ、今後の企業支援事業の執行に当たっては、徹底した情報開示を求め、議会として十分な監視機能を働かせながら、慎重な議会審議を行う必要がある。

最後に、9箇月余りの調査における、理事者、参考人及び証人各位の御協力並びに弁護士及び税理士各位の御助言に感謝申し上げ、本報告の結びとさせていただく。